

資料3 生物多様性おかやまプラン策定の経緯

1 策定の経緯

表 3-1 岡山市自然環境保全審議会開催状況

年月日	会議
令和6年8月22日	令和6年度第1回岡山市自然環境保全審議会
令和6年12月17日	令和6年度第2回岡山市自然環境保全審議会
令和7年3月3日	令和6年度第3回岡山市自然環境保全審議会
令和7年9月17日	令和7年度第1回岡山市自然環境保全審議会
令和7年11月4日	令和7年度第2回岡山市自然環境保全審議会
令和8年1月21日	令和7年度第3回岡山市自然環境保全審議会

表 3-2 岡山市自然環境保全審議会委員

氏名	所属	会長・副会長
池本 茂豊	岡山県自然保護センター 副所長	
大塚 利昭	日本野鳥の会岡山県支部 役員	
田辺 綾子	エディブル・エデュケーション岡山研究会 会長	
中田 和義	岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 教授	副会長
中村 圭司	岡山理科大学生物地球学部生物地球学科 教授	会長
八田 奈穂	岡山県自然保護活動推進員	
堀江 明香	大阪市立自然史博物館 外来研究員	
宮崎 祐子	岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 准教授	
山地 治	岡山県野生動植物調査検討会 昆虫部会長	

2 パブリックコメントの概要

(1) 意見募集の概要

募集期間	令和7年11月27日(木)から令和7年12月26日(金)まで
閲覧場所	環境保全課、情報公開室、各区役所総務・地域振興課(北区役所を除く)、岡山市ホームページ
意見提出方法	持参、郵送、電子メール、ファクス、岡山市ホームページのご意見入力フォーム
意見提出先	岡山市環境局環境部環境保全課

(2) 意見募集の結果

意見提出者数 2名

意見件数 2件

No	該当箇所	ページ	意見の概要	対応策	対応分野
1	第4章	28	基本戦略に「生物多様性の拠点となるプラットフォームを作成」とありましたが、こういった拠点がリアルでもあればいいなと思います。ここに行けば生き物や自然に関する情報が手に入ったり、観察会や自然体験の情報を知れたり、または同じような興味関心がある人と繋がることができたり。自分で調べることができるプラットフォームの開設もぜひお願いしたいのですが、それだけだと一方向なので、双方向、あるいは多方向に広がるような場があればと思います。例えば既存の施設(里山センターやめだかの学校など)にそのような機能を持たせることは難しいでしょうか?先日行った香川県の「みんなで作る自然史博物館・香川」では子どもから大人まで生き物好きの人々が自由に出入りして情報交換したり、一緒に外に出かけて行ったりしてとても楽しい場でした。こんな楽しい場が岡山にもあったらいいのと思います。	P28の「生物多様性の情報拠点」は、インターネット上のポータルサイトだけでなく、環境学習施設等の拠点としての活用も想定しており、「生物多様性に関わる情報拠点があり…」の部分で「生物多様性に関わる拠点があり」とし、行動目標3-2-2の施策欄に「環境学習施設等の拠点としての活用」を追記します。また、P31の「ポータルサイトを活用した生物多様性保全拠点づくり」を「環境学習施設等を活用した生物多様性保全の拠点づくり」に修正します。	意見を受けて計画を修正。 今後の事業施策の参考とする。
2	第4章	31	「ポータルサイトを活用した生物多様性保全拠点づくりを行います。」という言葉がありますが、実際に人がいる「なごや生物多様性センター」のようなものを目指してはどうでしょうか。ポータルだけでなく、名古屋のような事例のように、リアルの取り組み拠点が必要と思います。	生物多様性保全の拠点のあり方については、いただいたご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。	

3 諮問・答申

岡環保第 5255 号

令和 6 年 2 月 20 日

岡山市自然環境保全審議会
会長 中村 圭司 様

岡山市長 大森 雅夫



「岡山市生物多様性地域戦略の策定」について（諮問）

岡山市環境保全条例（平成 12 年市条例第 46 号）第 52 条の 2 第 3 号及び第 52 条の 5 第 1 号の規定に基づき、標記のことについて、貴会のご意見を伺います。

令和 3 年 3 月 17 日

岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市自然環境保全審議会

会長 中村 圭司

岡山市生物多様性地域戦略の策定について（答申）

令和 6 年 2 月 2 0 日付け 岡環保第 5 2 5 5 号で諮問のありました表記のことについて、本審議会において慎重に審議、検討を重ねた結果を別紙のとおり答申します。

答申

「岡山市生物多様性地域戦略の策定」について

1 はじめに

令和6年2月20日、岡山市長から本審議会に対し、岡山市生物多様性地域戦略を改訂し生物多様性の保全における社会情勢の変化への対応を図るため、新たな「岡山市生物多様性地域戦略」の策定について諮問がなされ、以下のとおり7回にわたり審議を進めてきました。

その結果、次のとおり結論を得たため、ここに答申します。

2 審議経過

令和5年度 第2回 岡山市自然環境保全審議会

開催日時 令和6年2月20日（火）午前10時30分から午前11時40分まで

審議事項 次期「生物多様性地域戦略」の策定方針について

審議内容 次期「生物多様性地域戦略」の策定方針についての意見聴取

令和6年度 第1回 岡山市自然環境保全審議会

開催日時 令和6年8月22日（木）午前10時30分から午前11時55分まで

審議事項 （仮称）生物多様性おかやまプランの策定について

審議内容 （仮称）生物多様性おかやまプランの方向性についての意見聴取

令和6年度 第2回 岡山市自然環境保全審議会

開催日時 令和6年12月17日（火）午後3時から午後4時50分まで

審議事項 （仮称）生物多様性おかやまプランの策定について

審議内容 「方向性」及び「めざすべき将来像」についての意見聴取

令和6年度 第3回 岡山市自然環境保全審議会

開催日時 令和7年3月3日（月）午前10時から午前11時55分まで

審議事項 （仮称）生物多様性おかやまプランの策定について

審議内容 「めざすべき将来像」及び「施策体系」についての意見聴取

令和7年度 第1回 岡山市自然環境保全審議会

開催日時 令和7年9月17日(水) 午前10時30分から午後0時10分まで
審議事項 (仮称) 生物多様性おかやまプランの策定について
審議内容 (仮称) 生物多様性おかやまプラン(原案) についての意見聴取

令和7年度 第2回 岡山市自然環境保全審議会

開催日時 令和7年11月4日(火) 午後2時から午後2時50分まで
審議事項 (仮称) 生物多様性おかやまプランの策定について
審議内容 (仮称) 生物多様性おかやまプラン(原案) についての意見聴取

令和7年度 第3回 岡山市自然環境保全審議会

開催日時 令和8年1月21日(水) 午前10時から午前11時40分まで
審議事項 生物多様性おかやまプランの策定について
審議内容 パブリックコメント報告及び、生物多様性おかやまプラン(修正案) についての意見聴取

3 審議結果

審議の結果、別紙の「生物多様性おかやまプラン(案)」を、岡山市の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進するうえで、適切なものと認める。

本プランは、生物多様性基本法第13条に基づき策定するものであり、「生物多様性国家戦略」、「第3次岡山市環境基本計画」などに準拠しつつ検討を深め、「めざすべき将来像」を「森、里、川、海、まちのつながりが生まれ、自然と人が共生する岡山」とした。また、本プランでは「生物多様性を守る・活かす・支える」という3つの基本戦略とともに、特に重点的に進めるべき5つのプロジェクトを設定し、近年加速度的に失われつつある生物多様性を、回復軌道に乗せるための指針を示した。

本プランにおいて示しためざすべき将来像と、基本戦略・重点プロジェクトの達成に向けて、行政・市民・事業者・教育機関・研究機関など、関係する機関との連携を深め、的確に施策につなげていくような取組を進めていただきたい。

4 生物多様性おかやまプラン(答申案)

別紙のとおり

5 おわりに

本プランの実施および進行管理に当たっては、審議会での年次報告をはじめ、市民の意見が反映されるように努めてください。

あ行

■愛玩動物

愛玩・同伴のために飼育される動物のことで、一般的には犬や猫等のペットを指す。愛玩動物看護師法では、飼育動物のうち犬、猫その他政令で定める動物を愛玩動物とする。

■愛知目標

平成 22(2010)年に愛知県で開かれた生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) で採択された、「生物多様性の損失を食い止める」ための 20 の国際目標。令和 32(2050)年までに「自然と共生する世界」を実現するため、令和 2(2020)年までに達成をめざした、具体的な行動指針を定めたもの。

■エシカル消費

地域の活性化や雇用等を含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。

■ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に将来にわたり幸せな状態。

■岡山県版レッドリスト

絶滅のおそれがある岡山県内の野生動植物を専門家の調査に基づいて評価し、リスト化したもの。現時点では、令和 7(2025)年に公表された「岡山県版レッドリスト 2025」が最新版となる。

か行

■外来種

人間の活動によって本来の生息域を越えて持ち込まれた生物。外国から国内に流入してくる種だけでなく、国内であっても本来の生息地域を超えて別の地域に持ち込まれたものも外来種と呼ばれる。外来種のうち海外由来の生物のみを指す言葉として「外来生物」がある。

■外来生物法

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の略称。もともと日本にいなかった外来種（外来生物）のうち、生態系等に被害を及ぼすものを特定外来生物として指定し、生態系、人の生命・身体、農林

水産業への被害を防止することを目的とした法律。

■環境省レッドリスト

日本に生息又は生育する野生生物を対象に、専門家で構成される検討会において生物学的観点から種の絶滅の危険度を客観的に評価してリストにまとめたもの。動物では令和 2(2020)年に最終改定された「第 4 次レッドリスト」が、植物、菌類では令和 7(2025)年に、鳥類、爬虫類、両生類では令和 8(2026)年に公表された「第 5 次レッドリスト」が最新版となる。

■環境白書

環境基本法に基づき、行政が毎年環境の状況やこれまでに講じた施策、今後講じようとする施策等をまとめた年次報告書。

■環境保全型農業

化学肥料や農薬の使用を減らし、土づくり等を通じて環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業。

■干拓地

遠浅の海や干潟、湖沼等から水を抜き、堤防で囲んで陸地化した土地。農地・工業用地・住宅地等に利用されるが、元々水底であるため地盤が弱く、排水や水質管理が必要。

■気候変動

人類や全ての生きものにとっての生存基盤を揺るがす危機的状況にあるとされる気候の変動のこと。

■希少種

一般的には、数が少なく、簡単に見ることが出来ないような（希にしか見ることが出来ない）種をさす。希少種も同義語。「種の保存法」に基づき指定された、国内希少野生動物種、国際希少野生動物種を指して使われることもある。

■希少野生生物

絶滅の危機に瀕している野生生物のこと。「種の保存法」に基づき、人為的影響で存続に支障をきたしている種が「国内希少野生動物種」に指定され、取引規制や生息地保護等の保全措置が講じられている。また、岡山県では平成 15(2003)年度に制定した「岡山県希少野生動物保護条例」に基づき、特に保護を図る必要のあるものを指定希少野生動

植物に指定し、捕獲等を規制するとともに、県民等と協働してその保護に努めている。

■グリーンインフラ

社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組。

■グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、必要な場合にはできる限り環境負荷の少ない製品・サービスを優先的に購入すること。

■グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

■耕作放棄

以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地。農家等の意思に基づき調査把握したもので、農林業センサスで定義されている。

■高付加価値型農業

独自技術や付加価値を付けて収益性を高める農業。生産物の高値販売や生産効率向上を目的とする。

■幸福度

「ウェルビーイング」の項を参照。

■国内希少野生動植物種

「種の保存法」（日本の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に基づき指定される、絶滅の危機にある野生生物。

■昆明・モンテリオール生物多様性枠組

令和 4(2022)年の生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された、生物多様性に関する新たな世界目標。「愛知目標」を引き継いだ枠組で、2050 年ビジョン、2030 年ミッション、2050 年グローバルゴール、2030 年グローバルターゲット等で構成されている。

さ行

■在来種

ある地域に古くから存在する生物種（下位区分である亜種、品種等も含む）やその系統。

■里海

豊かな海の恵みを利用しながら生活してきている人の暮らしと強いつながりのある地域で、自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、高い生物生産性と生物多様性の保全が図られている海域概念。

■里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、農地、ため池、草原等で構成される地域概念。農林業等に伴う様々な人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されている。特有の生物の生息・生育環境、自然資源の供給、景観、文化の伝承の観点からも重要な地域である。

■自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている環境省が認定する区域のこと。

■自然再興

「ネイチャーポジティブ」の項を参照。

■自然とのふれあいの場

里地里山、里海、水路、水辺のネットワーク等、市民が自然とふれあうことができる場。

■自然を活用した解決策

健全な自然生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図ること。気候変動を始め様々な分野において注目され、国連気候変動枠組条約や生物多様性条約における議論でも定着しつつある比較的新しい概念。NbS（Nature-based Solutions）ともいう。

■重症熱性血小板減少症候群（SFTS）

主に SFTS ウイルスを保有しているマダニに刺されることにより感染するダニ媒介感染症。発熱や消化器症状等を呈し、重症例では出血傾向や意識障害を伴い、死亡することがある。

■種の保存法

国内外の絶滅のおそれのある野生生物を保護するために、平成 5(1993)年 4 月に施行された法律。正式名称を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」という。希少な野生生物を保護するため、「取引規制」「生息地保護」「保護増殖」を規定している。

■植生

ある一定の地域を覆っている植物の集まり全体のこと。単一の植物ではなく、森林、草

原、砂漠等、その土地の気候や環境に適応した植物全体が形成する「植物の社会」を指す。

■水源涵養

森林の土壌が雨や雪どけ水をすぐに流さず地中へしみ込ませて水を蓄え、洪水や渇水を緩和し、川の流量を安定させること。雨水が土壌を通過する過程で水質も浄化される。

■生態系

ある地域に生息・生育する生物と、それを取り巻く光・水・空気・土壌・温度等の非生物的環境を一体として捉えたもの。

■生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）

保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮し、つないだネットワークのこと。野生生物の生息・生育空間の確保のほか、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化への適応策等多面的な機能が発揮されることが期待される。エコロジカル・ネットワークともいう。

■生態系被害外来種リスト

環境省及び農林水産省が作成・公表している「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害）」のこと。侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがあるものを生態的特性及び我が国に導入される社会的状況も踏まえて選定した外来種のリスト。

■生物多様性

すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

■生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用を図るための基本原則や、国・自治体・事業者・国民等の責務を定めた法律。施策を総合的・計画的に推進し、自然と共生する社会の実現をめざす。

■生物多様性国家戦略

生物多様性条約第 6 条に基づき、条約締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。

■生物多様性国家戦略 2023-2030

令和 4(2022)年の生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、日本政府が生物多様性国家戦略の見直しを行ったもの。令和 5(2023)年 3 月 31 日に閣議決定。

■生物多様性条約

正式名称は「生物の多様性に関する条約」。生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源利用による利益の公正・衡平な配分を目的とした国際条約。平成 4(1992)年に採択され、世界的な生物多様性保全の基盤となっている。

■生物多様性条約締約国会議

生物多様性条約の締約国が集まり、生物多様性の保全や持続可能な利用、遺伝資源の利益配分に関する国際的な方針や目標を議論・決定する会議で、おおむね 2 年に 1 回開催される。COP と略される。

■生物多様性地域戦略

生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。

■政令指定都市

地方自治法で「政令で指定する人口 50 万人以上の市」と規定されている都市のこと。地方自治法では「指定都市」という。

■絶滅危惧種

絶滅のおそれが生じている野生生物のことで、生息地の減少、環境汚染、乱獲、外来種、地球温暖化等が主な原因で、その数が減り、存続が困難になっている種。

■絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全することを目的とした法律。

た行

■地産地消

地域で生産された農林水産物を、生産された地域で消費すること。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組等を通じて 6 次産業化にもつながる。

■天然記念物

学術上貴重で日本の自然を記念するものとして指定された動物、植物、地質・鉱物及びそれらが豊富な天然保護区域のこと。

■特定外来生物

外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす、又は及ぼすおそれがあるとして「外来生物法」で指定されたもの。輸入、放出、飼養等、譲渡し等の禁止といった厳しい規制がかかる。

■土地利用

人間の社会活動（住居、農業、産業、インフラ整備等）のために、土地をどのように使うかを決定・管理すること。自然環境、農地、森林、水域、都市等、異なる用途間での転換や配置を含む。生物多様性に配慮した土地利用は、生息地の保全・回復や生態系ネットワークの維持のために重要。

な行

■ネイチャーポジティブ

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

は行

■パートナーシップ

共通の目的を達成するために、複数の異なる主体（企業・行政・市民・NPO・研究者等）が対等な立場で責任を分かち合い、協力して取り組む関係のこと。

■干潟

干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達する。浅海域生態系の一つであり、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となる等、重要な役割を果たしている。

■プラットフォーム

多様な主体（企業・行政・市民・NPO・研究者等）が集まり、共通の目的に向けて情報共有・連携・意思決定・行動を行うための「場」や「仕組み」全体のこと。協働・連携・行動を支えるための制度的・社会的な基盤。

■ブルーカーボン

沿岸・海洋生態系が光合成により二酸化炭素（CO₂）を取り込み、海底や深海に蓄積される炭素のこと。ブルーカーボンの主な吸収源としては、藻場（海草・海藻）や塩性湿地

・干潟、マングローブ林があげられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれる。

ま行

■水辺植生

水辺に成立する植生。水位や環境に応じた植物が生育する。水辺植生のつくりだす自然環境の価値は近年見直されつつあり、河川管理においても多様な生物の生息・生育環境の保全が図られるようになってきた。

■水辺のネットワーク

川や湖沼等の水辺空間と、周辺の緑地・森林・里山等をネットワークとしてとらえ、連続させ相互につなげることで、生態系を保全・再生したり、生物の移動や生息、生態系サービスの維持・回復をはかる考え方。

や行

■有害鳥獣

農林水産業や生活環境に被害を与える野生動物（鳥類又は哺乳類）。シカ、イノシシ、サル、アライグマ、カラス等。

■遊休農地

現在耕作しておらず、引き続き耕作のために利用しないと考えられる農地。農地法で定められている。

■ユース世代

おもに次世代を担う 10～20 代の若年層。生物多様性保全や環境教育、地域づくりの主体として重要であり、国際的なユース組織として「生物多様性グローバルユースネットワーク（GYBN）」がある。

ら行

■緑被率

衛星写真等で上空から見た際の緑（樹林、草地、農地、樹木、芝生等）に覆われている面積割合。

■レッドリスト

絶滅のおそれのある種のリスト。野生生物について、生物学的観点から種の絶滅の危険度を客観的に評価し、リストにまとめたもの。IUCN（国際自然保護連合）や環境省、各自治体が作成。

英数

■ESD

Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育)の略称。現代社会の抱える環境、人権などの課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、持続可能な社会を創造していく新たな価値観や行動を生み出すことをめざす学習や活動。

■NbS

Nature-based Solutions の略。「自然を活用した解決策」の項を参照。

■NPO

Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization の略称で、収益を得ることを目的とせずに様々な社会貢献活動を行う団体の総称。

■OECM

Other Effective area-based Conservation Measures の略で、「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域」のこと。環境省では、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組を令和 7(2025)年度から開始し、認定区域は保護地域との重複を除き、OECM として国際データベースに登録され、30by30 目標の達成に貢献する。

■PDCA サイクル

Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の仮説・検証型プロセスを繰り返すことで業務の改善や効率化を図る考え方。

■SDGs

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略称。「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、2030 年を達成年限とし、17 のゴールから構成されている。

■TCFD

Task Force on Climate-related Financial Disclosures (気候関連財務情報開示タスクフォース)の略。G20 の要請を受けた金融安定理事会 (FSB) により設立され、気候変動が企業の財務に与える影響の情報開示を促す枠組のこと。低炭素社会への円滑な移行と金

融市場の安定化を図ることを目的とし、企業は「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の 4 項目について開示を求められる。

TCFDはその役割を完了したとして2023年10月に解散し、TCFDの提言は、ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)の「IFRS S1・S2」に統合され、より厳格な国際標準として2024年より引き継がれている。

■TNFD

Task force on Nature-related Financial Disclosures (自然関連財務情報開示タスクフォース)の略。企業活動に対する自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的な組織。資金の流れをネイチャーポジティブ(生物多様性の損失を食い止め、回復に転じさせる)に移行させるという観点で、自然関連リスクや機会に関する情報開示の枠組みを構築することを目指している。

■30by30 目標

令和 12(2030)年までに陸と海の 30%以上を、健全な生態系として効果的に保全しようとする国際的な目標。

■3次メッシュ

標準地域メッシュ・システム(昭 48.7.12 行政管理庁告示第 143 号「統計に用いる標準地域メッシュ及び標準地域メッシュコード」に基づくもの。3次メッシュは国土地理院の2万5千分1地形図の各図幅の範囲と同一の2次メッシュを縦横10等分で100等分した範囲(約1km四方)である。